

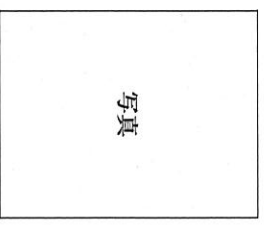
様式第十二の二（第五十七条第二項関係）

(表 面)

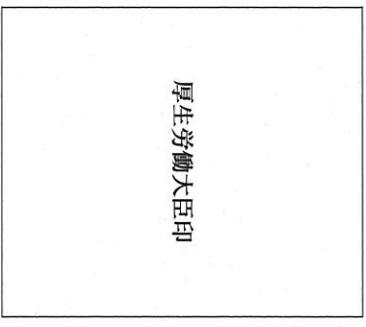
水道法検査証

第 号

平成 年 月 日交付
平成 年 月 日まで有効



官職又は職名
氏 名
生 年 月 日



この証明書を携帯する者は、水道法第二十五条の二十二の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法 (抄)

第二十五条の二十二 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条の二十二第一項の規定による報告を求められて、報告をくせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 (略)

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 6 番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。